

共産党要望項目一覧

平成25年度11月補正分

要望項目	左に対する対応方針等
<p>1 安倍政権は、秘密保護法案を臨時国会で成立することを狙っています。秘密保護法案は政府の持つ膨大な情報の中から「特定秘密」を指定し、それを漏らした公務員や聞き出ししたりしたものに最高10年の懲役という厳罰を科すことを骨格としています。その秘密の範囲は政府が勝手に決め、「秘密」を洩らした人だけでなく、「秘密」にアクセスしたり取材したりする国民やメディア活動も重罪の対象になるなど、国民にはなにが秘密かも知らされないという民主主義の根幹である国民の知る権利、言論、表現の自由を脅かし、日本国憲法の基本原理を根底から覆すものです。また「特定秘密」を取り扱うことになる公務員や契約企業の労働者には「適正評価」とする国の行政機関による本人の犯罪歴、病歴、借金を始め思想調査をふくむ網羅的な身上調査が行われ、調査対象は家族、友人にも及びます。まさに多くの国民がプライバシーを侵害され、重大な人権侵害の危険にさらされるものです。この根底には今臨時国会で同時に提出する国家安全保障会議（日本版NSC）設置法案と一体で成立させ、「海外で戦争する国」につくりかえるため、国家が強権的に情報を統制し、国民の言論・表現の自由を規制する狙いがあります。日本の民主主義を破壊する危険な「秘密保護法案」と「国家安全保障会議設置法案」の撤回を求めること。</p>	<p>国において、国民の「知る権利」やプライバシー保護などに配慮して、慎重かつ十分な議論を行い、国民の理解と納得を図っていただきたい。</p>
<p>2 オスプレイが滋賀県饗庭野演習場に向けて飛び立ち、その飛行ルートが知らされなかったことは、知事同様、きわめて遺憾である。通常の米軍低空飛行訓練に加え、こうした事態の常態化は許されるものではなく、正面から、オスプレイと米軍機の飛行中止を求めること。また、情報提供を求め続けること。</p>	<p>オスプレイ配備等については、国の専権事項である防衛上の問題であり、国が対応すべきことから、本県として飛行中止を求めることは考えていないが、現在の在日米軍飛行訓練の実態は、低空飛行による被害など多くの問題があり、引き続き、国民の安全のために、政府において必要な措置をとるよう求めていく。</p> <p>そのため、オスプレイの飛行訓練が行われる場合には、速やかに関係自治体に情報を提供することや、日米両政府が合意している飛行高度の順守など、安全に万全を期すことを米軍に働きかけるよう、知事が4月24日に防衛省、外務省に対して要望を行い、また関西広域連合においても同様の要望を7月25日に行った。さらに、日米共同訓練に参加するオスプレイが、岩国基地から日本海側を東進</p>

要望項目	左 に対する 対応方針等
	して演習場に移動するという報道が一部なされたことに対して、移動ルートの開示を求める緊急要請を10月15日に中国四国防衛局長に対して行った。
<p>3 TPP交渉は、12月上旬の12カ国閣僚会議に向けて正念場を迎える。自民党安倍政権が主要5項目の関税撤廃に踏み込むと発言していることは公約違反であり、TPPは交渉内容も十分知らされない秘密交渉であり、守るべきものが守られる保障がないことが明確になってきた。知事も、「守れなければ撤退」と発言していたはずである。発言通り、撤退を求めること。</p>	<p>現在、政府においては、コメや麦などの重要5項目を聖域とすることを前提に、交渉の全体状況を見ながら5項目に含まれる個別品目ごとの検証作業を進めることとしており、県としてはこの検証作業を見守りたい。</p> <p>なお、県は、米、畜産物などの重要品目の関税措置を継続するよう、4月9日・24日、7月31日に国へ要望を行ったところであり、今後とも政府においては「守るべきは守る」という強い覚悟を持ってTPP交渉に臨んでもらうとともに、農業の競争力強化に向けた支援策を拡充するよう引き続き要望していきたい。</p>
<p>4 ブラック企業根絶</p>	
<p>若者をはじめ働く人間を、過酷な労働においてモノのように「使い捨て」「使いつぶす」ブラック企業が社会問題になっている。9月1日に厚労省が行った電話相談実態調査の速報値では、1,042件の相談が寄せられ、賃金不払いが556件(53.4%)、長時間労働・過密労働が414件(39.7%)、パワハラが163件(15.6%)となっている。広島労働局の中国地方管内でのまとめでは、85件の相談が寄せられ、賃金不払いが48件(56.5%)、長時間過密労働37件(43.5%)、パワハラ13件(15.3%)と深刻な事態が浮かび上がっている。ブラック企業根絶のため以下のことに取り組むこと。</p> <p>県としても高卒者等を対象に実態調査を行うこと。</p>	<p>いわゆるブラック企業への対策については、現在国において対策を検討されているところであり、県としてはその状況を注視し、連携できるところは連携していきたい。</p>
<p>(1) 長時間労働是正のため</p> <p>① 労働時間の記録閲覧制度など抑制策の検討を求めること。年間総労働時間を労働基準法に明記する(厚労省告示の年間残業360時間の上限、1週間、1ヶ月単位の上限規定を法律に盛り込む)こと。</p> <p>② 連続出勤を規制し毎週休めるように7日ごとに1日の法定休暇を保障すること。</p> <p>③ EUのように連続11時間休息時間の保障を法律に明記すること。</p> <p>④ サービス残業をなくすため、サービス残業代を2倍化すること。</p>	<p>要望事項については労働基準法に関わることであり、まずは国において対応すべきと考えるが、県としても連携できるところは連携して対応していきたい。</p>

要望項目	左 に対する 対応方針等
<p>(2) ブラック企業の実態や適正な就職情報が得られるようにするため</p> <p>① 離職者数(新規採用者数と退職者数)を企業が公表する制度をつくらせること。</p> <p>② 企業の法令違反行為について問い合わせがあればハローワークなどの公的機関が情報提供する仕組みをつくること。</p> <p>③ 求人広告は、賃金の内訳の明記を義務づけ、誇大広告や虚偽記載は罰則強化を求めること。</p>	<p>いわゆるブラック企業への対策については、現在国において対策を検討されているところであり、県としてはその状況を注視し、協力できるところは協力していきたい。</p>
<p>(3) パワーハラスメントをやめさせるため パワハラ行為の助言・指導・勧告に従わない企業名の公表、是正指導を求めた労働者への不利益取り扱いの禁止を求めること。</p>	<p>要望事項については国の所管事項であり、まずは国において対応すべきと考えるが、県としても連携できるところは連携していきたい。</p>
<p>(4) 給与から職場の寮費が差し引かれ、住まいが「人質」ととられ、ブラック企業であっても辞めることができないケースがある。また実際に離職すれば住まいを失い路上生活を余儀なくされることになる。県内企業の雇用と住まいの実態調査を行うこと。若者が住まいを失うことがないように若者の家賃補助制度を創設すること。</p>	<p>いわゆるブラック企業への対策については、現在国において対策を検討されているところであり、県としてはその状況を注視し、協力できるところは協力していきたい。</p>
<p>(5) 国が検討中の不安定・非正規雇用を拡大する、「派遣労働法の適用拡大」、「限定正社員制度」、「解雇の金銭解決」、「裁量労働制の拡大による残業代ゼロ」に反対すること。</p>	<p>県としては、国の検討状況を注視し、必要であれば国に要望していきたい。</p>
<p>5 消費税増税について 安倍政権は来年4月からの消費税率8%への実施を表明したが、労働者の平均年収が減少しているもとで消費税増税をおこなえば、1997年の5%引き上げよりさらに深刻な影響が出る。97年の増税後、景気悪化や経済対策として行われた法人税減税により、増税後の3年間で消費税増収分5兆円を超える11兆円の税収が減り、総額6兆円の減少となったことは、いかに消費税増税が財政健全化対策にならないかということを示している。また消費税は所得の低い人ほど負担の大きい逆進性</p>	<p>少子高齢化の急速な進展や国・地方ともに極めて厳しい財政状況の下で、国民が安心し、希望が持てる社会保障の実現が求められていることを踏まえれば、国・地方双方にとって増嵩する社会保障費の安定財源の確保は避けることのできない課題であること、また、来年4月からの消費税率引上げは、政府において経済情勢を見極めた上で適切な判断が下されたものであることから、鳥取県として社会保障・税一体改革関連法に基づく消費税増税に反対するつもりはない。</p> <p>なお、政府より打ち出された生活弱者対策を含む景気の腰折れを防ぐ経済対策について、地方にも実効性のある施策が講じられること、及び、引上げ分の消費税収を充てることとされている社会保障関係費の地方負担分を適切に地方財政計画に反映させることを、全国知事会等を通じて国へ要請しているところである。</p>

要望項目	左 に 対 す る 対 応 方 針 等
<p>があり、増税すれば貧困と格差をますます拡大させるものである。県財政にとっても、地方交付税の増収につながる保障もなく、県の税収悪化につながるおそれがあり、消費税増税に反対すること。</p>	
<p>6 税・料の差し押さえについて 島根県が、島根県内の全市町村に対し、2011年度、国民保険料の滞納者に対する年金保険口座の預貯金の差し押さえを実行した件数、ならびに差し押さえ日を実態調査したところ、預貯金の差し押さえは81件あり、そのうち年金支給日当日に差し押さえを実行していたケースが70件にのぼることがわかった。これは差し押さえ禁止されている債権であり、あきらかに支給日を狙った差し押さえである。すでに鳥取県では税滞納は「児童手当差し押さえ狙い撃ち事件」が発生し、裁判となっている。その反省と謝罪をし、鳥取県内の全市町村に対し、実態調査をすること。</p>	<p>滞納処分は、負担の公平性の確保の観点から必要と考えている。市町村は、滞納処分に当たっては、特別の事情の有無など、滞納世帯の状況を把握するよう努力しており、県では、引き続き市町村に対し、世帯の家計の状況などを十分調査し、世帯の事情も勘案して適切に行うよう助言していく。</p> <p>なお、年金保険口座の預貯金の差し押さえのあり方については、国民健康保険料のみならず、市町村住民税、軽自動車税等他の税目にも及ぶことでもあり、国民健康保険料単独での実態調査を行うことは考えていない。</p>
<p>7 年金制度について 年金削減に対する不服審査請求が県に提出されている。年金受給者の意見を聞き取り国に対し、削減中止を求めること。また今回の年金削減によって、特別障害者手当や、児童扶養手当等も削減されるが、実態調査を行うこと。今後予定されている、支給年齢の引き上げや、更なる年金額の削減につながるマクロ経済スライドの導入に反対し、年金の底上げを国に求めること。</p>	<p>年金削減等の議論は、年金受給者の関係団体から県議会にも請願・陳情されているが、年金制度改革は、持続可能性、世代間の公平性などの観点から社会保障制度全体の枠組みの中で、国において総合的に検討されるべきものと考えている。</p> <p>これまで、年金制度そのものを取り出して要望は行っていないが、社会保障と税の一体改革の中で議論されるべきものとして国に対して要望を行ってきた。今後、生活保護を含む生活困窮者への支援など低所得者施策に対する必要な施策を講じていただく趣旨の要望をしていきたい。</p> <p>政府は、8月21日に、社会保障制度改革国民会議の審議の結果を踏まえ、社会保障制度改革推進法に基づく法制上の措置として、社会保障制度改革の推進に関する骨子を閣議決定した。また、10月15日の閣議で、持続可能な社会保障制度の確立を図るための改革の推進に関する法律案を決定し、その中で、中長期的に受益と負担の均衡がとれた持続可能な社会保障制度を確立するための検討等を行うため、関係閣僚からなる社会保障制度改革推進本部、有識者からなる社会保障制度改革推進会議を設置することなどが定められた。</p> <p>今後、この骨子に掲げられた事項について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるとされていることから、この推進会議等での議論の行方を注視していきたい。</p> <p>なお、特例水準解消の意義は、今の年金受給者の年金額を本来の水準に引き下げることによって年金財政の改善を図り、「現役世代（将来の受給者）の将来の年金額確保につなげる」「世代間の公平をはかる」とされている。特別障害者手当、児童扶養手当等の特例水準解消（1.7%）はこれに連動して行われるものであり、平成25年度から平成27年度の3年間で段階的に実施することに</p>

要望項目	左に対する対応方針等
	よって受給者への配慮もなされており、実態調査を行う考えはない。
8 生活保護について	
<p>(1) 生活保護法改悪法案が今国会に再提出された中で、社会保障法などの分野で活躍する研究者1,087人が同法案に反対する声明を発表された。「同法案は全体として生活保護を権利でなく『恩恵』『施し』として生活困窮者とその親族に恥と劣等者の烙印を押し、社会的に分断排除するものと言わなければならない」と指摘している。生活保護基準は最低賃金、住民税非課税限度額の算定、就学援助など国民をささえる様々な諸制度の基準となっているが、安倍政権が8月に行った生活保護費引き下げは、多くの受給者に深刻な影響を与えている。厚労省は保護基準引き下げにより影響を受ける38の制度で低所得者が負担増になる可能性を指摘しているが、北海道帯広市では市独自の制度で51制度に連動し、市民人口の3/4に影響が出ることが分かった。鳥取県独自の制度への影響を調査すること。生活保護費削減計画の撤回を求めること。</p>	<p>生活保護基準については地方の実態を十分考慮すること、今回の見直しに伴う影響が他制度へ及ばないよう他の省庁と連携して対応することについて国へ要望を行っている。</p> <p>また、消費増税が実施された場合には、生活保護基準においても影響を十分考慮し、適切に基準に反映することも国に要望を行っている。</p> <p>生活保護基準は、国民の消費動向や社会経済情勢を総合的に勘案して、国が責任をもって設定するものであり、県として削減の中止を求めることは考えていない。</p> <p>なお、生活扶助基準の見直しに伴う影響を受ける可能性がある制度・事業については、国においてもできる限り影響が生じないよう全閣僚で確認されているところであり、本県においても、平成25年2月、5月及び9月に各所属及び各市町村に対して、国の趣旨を踏まえた対応について配慮するよう通知を行っているところである。</p>
<p>(2) 再提出をねらっている生活保護法「改正」案、生活困窮者自立支援法案は、申請時に扶養親族の調査の義務付けや、就労支援の名のもとに稼働年齢層を追い出す就労強化など、申請者に心理的負担を与え申請そのものを遠ざけるものであることから、反対すること。</p>	<p>生活保護制度については、必要な人に必要な保護を行うという原点を担保しつつ、国民から信頼される持続可能な制度及び基準となるよう国へ要望を行っている。</p> <p>また、生活保護法の改正にあたっては、要保護者に過度の心理的負担を与え、結果的に真に必要な人が申請を断念することにならないよう検討すること（保護申請時に必要書類の提出が必須であると思われぬように配慮すること、扶養義務者への通知について強制力をもって一律に取り扱うことのないよう配慮すること）も国へ要望している。</p> <p>なお、今臨時国会に提出されている生活保護法改正案においては、前回衆議院において議員修正されたとおり申請書類の提出義務付けの規定が修正（緩和）されている。</p> <p>また、生活困窮者自立支援法案についても、「第2のセーフティネット」として、生活困窮者に対して、就労支援等の自立支援に関する相談の実施や住宅確保給付金の支給等の支援を行うものであり、現時点では反対等は考えていないが、今後も法案の動きを注視していく。</p>
<p>(3) 冬季加算の削減に反対し、県独自の福祉灯油の実施をすること。</p>	<p>冬季加算については、国が責任をもって設定するものと考えている。また、昨今、原油価格が高値で推移している状況については、全国的な課題であり、まず国で対策を検討すべきと考えているが、冬期になると一層家計に与える影響も大きくなると見込まれることから、灯油購入費等助成など生活困窮者に対して必要な措置を講じることについて、今秋、国に要望する予定としている。</p>
9 介護保険制度について	

要望項目	左に対する対応方針等
<p>(1) 介護の社会化という名のもとに介護保険制度が導入されて13年になったが、介護保険料は全国平均で2,970円だったものが4,270円となり、保険料・利用料は高齢者世帯の大きな負担となっている。来年の通常国会で提案する改悪の内容は「介護予防等の自助努力」を促す仕組みを検討している。主なもので要支援1,2を保険給付対象から除外する、特別養護老人ホームの入所資格を「要介護3」以上に限定するなど、必要な介護がうけられなくなり家族介護をせざるをえなくなる。現在でも介護のため仕事を辞める「介護離職」者は年10万人にのぼり、介護殺人、介護心中など悲惨な事件が起きているのに、さらに国民に犠牲を強いる内容であり、反対すること。</p>	<p>高齢化の進展に伴う要介護者の増加により保険料負担はますます増える見込みだが、住民が負担できる額も限界に近づいている。介護保険制度が安定的に継続できるよう、低所得者対策に万全を期すとともに、保険者（市町村）が主体的にサービス配置を行える仕組みを整えるよう、国に要望することを予定している。今後も、国の具体的な制度改革の内容を精査し、必要に応じて国に声を挙げていきたい。</p>
<p>(2) 介護サービスを実施している事業者にとっても、要支援1,2を保険制度からはずすことは、経営悪化や介護労働者の待遇悪化を招く。米子市の医療生協の事例でもデイサービス、デイケア、訪問看護などで要支援1,2が占める利用者割合は24～70%。また事業収入の割合も10～50%と高く、経営にも深刻な影響を及ぼすことになる。市町村の総合対策事業の進捗状況と併せて事業者への実態調査をすること。</p>	<p>本県の要介護認定者における要支援1,2の者の割合は約1/4を占めており、要支援者対策の重要性は県としても強く意識しているところである。（費用面における要支援1,2の者の割合は、約6%にとどまっている。）要支援者に対する市町村の取組が一層促進されるよう、県の支援体制を整えたい。</p>
<p>10 医療制度について</p>	
<p>(1) 国民健康保険の都道府県単位の広域化について 都道府県単位の広域化は、市町村と住民との距離をつくり、市町村独自の様々な支援制度を失わせる。また一般会計からの繰り入れをできなくし、国保会計に穴をあけ、保険料アップにもつながり、国保運営を一層困難にする。国の財政責任を求め、県単位の広域化に反対すること。県助成で国保料を引き下げること。</p>	<p>8月6日にとりまとめられた社会保障制度改革国民会議報告書では、国民健康保険を都道府県と市町村が適切に役割分担を担うこととされており、市町村が保険料の賦課徴収や保健事業等を行う等も示されるなど、住民の利便性の確保も考えられている。また、国民会議の議論の過程では「分権的要素」を盛り込み、県が基準となる保険料率を定めた上で、市町村が個別に保険料を定めることも想定されている。現時点では一般会計繰入を否定しないものと思われる。</p> <p>政府は、社会保障制度改革の全体像及び進め方を明らかにする法律案を第185回国会（臨時会）に提出している。県としては、地方の意見を十分に聴き、国保の構造的な問題への方策が示されるのであれば、高齢化、低所得者の増加といった課題を抱える市町村国保の抜本的な改革の必要性に異存はなく、積極的に責任を担う覚悟はあり、現時点で「都道府県単位化」に反対することは考えていない。</p> <p>国に対しては毎年度、国庫負担の引上げなど、国民健康保険制度の構造的な問題への対応を要望している。本年度も7月31日に、持続可能な制度となるよう要望をしたところである。改善されるよう</p>

要望項目	左 に 対 す る 対 応 方 針 等
	<p>今後も要望していく。</p> <p>国保事業は市町村が保険者として責任を持って運営されているものである。県は法に基づく応分の負担を行うよう役割を担っており、法定外の新たな財政支援は考えていない。</p>
(2) 高齢者医療費が1割から2割への負担増、難病者の医療負担増に反対すること。	<p>70歳から74歳の患者負担は、現在、法定2割とされているところを予算措置により1割に引き下げている。</p> <p>持続可能な高齢者医療制度維持のため法定化されたものが、高齢者医療制度の円滑な導入を理由に一時的に1割とされていることから、70歳から74歳の窓口負担を2割にすることについて、反対することは考えていない。</p>
(3) 厚労省は後期高齢者医療制度で550万人以上の保険料を軽減している特例措置を段階的に全廃する方針を示している。特例措置を打ち切る一方、3段階に分かれる均等割りの軽減対象者を110万人増やすことなどを打ち出しているが、特例措置の廃止と差し引きすれば、総額646億円の負担増となる。特例措置の廃止に反対すること。	<p>後期高齢者医療制度の保険料軽減は、現在、予算措置により低所得者及び元被扶養者への更なる軽減特例措置を実施している。</p> <p>持続可能な高齢者医療制度維持のため法定化されたものが、高齢者医療制度の円滑な導入を理由に一時的に引き下げていることから、後期高齢者医療制度の保険料軽減特例措置を見直すことについて、反対することは考えていない。</p>
(4) 鳥取県特別医療の障がい者の負担を無料に戻すこと。所得制限をなくすこと。	<p>特別医療対象者（障がい者）の一部負担金は、特別医療費助成制度が安定した持続可能な制度となるよう、平成20年4月に導入されたものであり、導入にあたっては市町村民税「本人」非課税者に係る一部負担金の月額負担上限額を通常の助成対象者の半額に軽減し、低所得者に対して一定の配慮を行っているため、これ以上の負担軽減は考えていない。</p>
11 重度重複障害者が、親なき後も、適切な医療支援も受けながら、生涯暮らせる施設・住まいを確保すること。現状では施設が足りず入所が困難であり、加えて一旦入所しても長期入院となれば、施設退所し戻れる保障はない。また、親なき後、本人の処遇を守り、本人の意思表示できる公的な機関を創設すること。	<p>県としても重度の障がい児・者の生活支援の充実を図ることが必要と考えており、まずは、来年度当初予算において、重度の障がい児・者を受け入れる生活介護、短期入所、共同生活介護（ケアホーム）事業の充実・強化策を検討したい。</p>
12 子ども子育て新支援制度について 子ども子育て会議は対象となる分野の幅が広く、同一の会議では論議不足が懸念される。「保育」「学童保育」「子育て支援」「子どもの貧困対策」など分科会をもち十分な議論を保障すること。	<p>現段階では、国において子ども・子育て支援新制度の詳細が検討されているところであり、今後、制度の詳細が明らかになり、県の子ども子育て会議で議論すべき内容が明らかになった段階で、具体的な会議のあり方について検討する。</p>
①秋からのニーズ調査は、単に市町村の積み上げではなく、県として、育休がなく、また求職中で保育所に行けなかった子ども、定員越えの実態など、潜在的保育ニーズも加え、保育の必要性の認定にも入れるよう求	<p>ニーズ調査は市町村が実施するものであるが、潜在的なものを含めて保育ニーズの実態を把握するものである。市町村がニーズ調査の結果をもとに「子ども・子育て支援事業計画」を作成するにあたり、県と市町村で構成する協議・調整の場を設けるので、その場で適切に内容確認等を行っていく。</p>

要望項目	左 に 対 す る 対 応 方 針 等
めること。	
② 1 歳児・3 歳児の保育士加配補助制度の継続と 5 歳児の追加、更に条例化すること。	<p>1 歳児については平成 1 4 年度から、3 歳児については平成 2 5 年度から市町村と協調して保育士加配を行っているところであるが、5 歳児についてはニーズを把握し、必要に応じ市町村と共に検討する。</p> <p>なお、保育士の配置基準については、鳥取県から国に対し、子ども・子育て支援新制度の検討の中で抜本的に基準が改善されるよう要望しているところであり、その動向を注視していく。</p>
③ 県が定める認定こども園の認可基準は、保育所との格差がないよう、3 歳児以上の保育士配置は保育所並みの 3 0 : 1 に。給食は外部搬入でなくあたたかい自園調理に改善すること。一部屋の子ども数は、気持ちの安定や発達障害に配慮したものとする。	<p>現在、国では、認定こども園の 3 歳児以上の職員配置基準は保育所と同様 3 0 : 1 とする方向で検討されている。</p> <p>また給食については、現在の保育所も 0 ~ 2 歳は自園調理であるが 3 歳以上は外部搬入が認められており、幼保連携型認定こども園の認可基準はその保育所の基準と同じになる方向で検討されている。</p> <p>学級編成についても国で検討中であるので、その動向を注視しているところである。</p>
④ 保育所入所にもれた場合の不服審査請求権を明記し、他の事業も使えなかった場合、事業所から市町村への連絡義務を課し、市町村は待機児童としてカウントし、入所責任を果たすこと。	<p>国の新制度を踏まえながら、希望者が確実に保育の利用ができるよう市町村と共に取り組んでいく。</p>
⑤ 親の労働時間で分けられる予定の保育時間は、子ども生活のリズムや友達集団を奪わないよう、これまでの一日 8 時間保育の保障を求めること。	<p>新制度での保育の必要量は、現在の保育の必要性の認定と同様、労働時間だけでなく、親族の介護・看護、求職活動、就学なども含んで認定されることになることから、国に要望することは考えていない。</p>
⑥ 施設運営費や、保育士の給与・処遇改善は国庫補助を求めること。	<p>平成 2 7 年度からの子ども・子育て支援新制度に向けて国の公定価格の検討が始まったので、鳥取県として、保育士の給与・処遇が改善されるような公定価格になるよう要望しているところであり、現時点において、新たな国庫補助を求めることは考えていない。</p>
⑦ 地域型保育は、都市部の待機児童対策のように規制緩和して、避難階段がない危険な空きビル利用などさせないこと。	<p>子ども・子育て支援新制度における地域型保育事業は、市町村が条例で基準を定め認可することとされているが、避難階段や乳幼児の転落事故防止設備等の施設の安全性については、国においても認可保育所の取扱いに準ずる方向で検討されている。</p>
⑧ 法施行 1 年延期の可能性も視野に、国と地方が十分な議論ができるよう無理な日程押し付けをしないよう求めること。	<p>県としては子ども・子育て支援新制度が円滑に実施できるよう、国との議論や市町村への説明など必要な準備をしていく。</p>

要望項目	左に対する対応方針等
<p>13 特別支援学級について</p> <p>一般学級から特別支援学級に通級する際、学校に特別支援学級がない場合、移動しなければならないが、家族の送迎ができない児童は他の支援に頼らざるを得ません。</p> <p>①本来、児童の教育を受ける権利を保障することからいえば、各学校に特別支援学級を設置し、児童が適切に指導を受けられるようにすること。</p> <p>②児童数等の事情により設置できない場合は、教員の派遣をすること。</p> <p>③大山西小学校では特別支援学級がないため、週1回名和小学校に通級しているが、送迎は親の責任となっており、親が働いている場合ファミリーサポートに依頼せざるを得ません。片道500円で月4回の利用で4,000円の負担となっていますが、①②が不可能な場合、通級の手立ては教育委員会がとるべきであり、費用負担について市町村の支援をすること。</p> <p>④特別支援学級は小学校までであり、ADHD、LD等の発達障害をもつ児童が、引き続き適切な指導が中学でも継続して受けることができるなら、児童生徒の可能性を広げることができると先生の意見も強くあります。中学校での特別支援学級の設置を検討すること。</p>	<p>通級指導教室は、通級指導が必要な児童生徒が一定以上ある場合に、市町村の申請により県が設置し、教員配置等の支援を行っている。運営については、市町村の判断により行われている。</p> <p>通級指導教室が設置されていない市町村に対しては、県立特別支援学校に設置している発達障がい教育拠点の担当者が依頼に応じて巡回、または来校により対応することとしている。なお、通級指導教室への移動経費については、市町村を交えて検討していく。</p> <p>また、大山町の状況については、よく確認してみたい。</p>
<p>14 てんかんを持つ児童の通学バスの利用ができるよう、てんかんを持つ児童が通う特別支援学校の通学バスに看護師の配置をすること。またそれができない場合の通学に伴う費用負担について支援をすること。</p>	<p>通学バスに看護師を乗車させるには、現在の特別支援学校の体制では対応が困難であるが、長期にてんかんの発作がない児童等については、看護師の配置がなくても通学バスへの乗車も可能な場合があると考えられる。てんかんを持つ児童の通学バスへの乗車については、特別支援学校における医療的ケア実施体制検討委員会で医師等の専門家を交えて検討することとしている。</p> <p>特別支援学校の通学バスに乗車できない場合には、市町村等による送迎に対する経費支援や、就学奨励費による通学経費の支援を行っている。</p>
<p>15 2020年東京オリンピック開催が決定し、オリンピック選手強化熱が高まるが、スポ小、部活動で今以上の子どもの生活や健康に支障をきたす無理な練習日程を組むのはやめること。</p>	<p>今年度中に策定する「子どものスポーツ活動ガイドライン」において、スポーツ少年団や運動部活動については、休養日の設定等を具体的に記載することとしており、子どもたちの生活や健康にも配慮した適切なスポーツ活動となるよう、スポーツ活動に関わる指導者等へ働きかけていく。</p>
<p>16 文科省は来年度以降、全国一斉学力テストの学校別の</p>	<p>全国学力・学習状況調査の結果の取り扱いについては、学校の序列化や過度の競争につながらない</p>

要望項目	左に対する対応方針等
<p>結果公表を自治体判断に委ねることを検討している。全国一斉学力テストの結果公表について文科省のアンケート調査結果は、知事の40%が公表に賛成、一方で教育委員会の約80%が公表に反対だった。児童生徒に近い教育関係者に反対が多かったのは救いであるが、テストをすれば必ず結果公表という問題が起こってくる。「学校の序列化や過度の競争につながり」過去全国学力テストが11年で廃止になった経過を見ても、全国一斉学力テストは子どもたちの発達を阻害し、教育をゆがめるものである。学力テストに反対し、絶対公表すべきではない。</p>	<p>よう配慮することが必要と考えるが、同調査は、児童生徒の学習到達度や理解度、学習環境や学校における指導方法等の状況を把握するために実施されているものであり、調査結果を子どもたちや学校などの課題の解決につなげていくことが大切である。今後の調査実施のあり方や結果の公表の取り扱いについては、国の検討状況を見守りたい。</p>
<p>17 高校無償化に所得制限を持ち込まないよう求めること。教育における処遇の格差は子ども達の心の中にまで、格差を持ち込むことになる。</p>	<p>公立高校授業料無償制の見直しについては、今国会に改正法案が提出され、所得制限の導入と併せて、奨学のための給付金や家計急変への支援等、教育費の負担軽減施策も検討されている。新制度が導入されることとなった場合は、生徒の心に影響することがないように十分配慮していく。</p>
<p>18 学生議会で提案があったように、学校図書司書は、県同様、市町村も正規雇用となるよう、県支援制度をつくること。</p>	<p>教育効果を高める専門職としての司書の役割は大切であると考えており、高等学校のこれまでの取組によって得た成果を市町村教育委員会にも紹介しながら、学校図書館職員の正職員化について働きかけていく。</p>
<p>19 自民党の原発を推進する議員連盟の細田幹事長代行（島根県選出）は、再稼働を巡る原子力規制委員会の審査が慎重すぎると発言している。しかし原子力規制庁は福島原発の汚染水対策の人員削減を尻目に、安全審査のため職員募集をしてまで再稼働への審査をすすめるようとしている。福島原発事故は進行しており、原発再稼働はそもそもありえない。福島の教訓は原発を動かしてはならないということである。島根原発2号機再稼働のための安全審査を申請しないよう、中国電力に求めること。原発廃炉をすみやかに決断するよう、国に申し入れること。</p>	<p>中国電力の施設である島根原子力発電所の新規規制基準に関する適合性申請は、原子炉等規制法に基づき強化された安全対策が適切に確保されていることを確認するものであると認識している。仮に申請書が提出されることとなった時には、本県にも安全協定に基づき事前の報告が行われるので、その際には、本県としても、県議会や米子・境港両市と協議するとともに、島根県とも連携して適切な対応を行う。</p> <p>また、原子力発電所の再稼働等については、10月24日に国に対し、地域の安全を第一義とし、立地県のみならず周辺地域の意見を聞くこと、また、安全対策の進捗も踏まえ、国が責任を持って判断し、国民に説明することを要望したところである。</p>
<p>20 淀江産廃処分場建設について、反対する地域に対する地域振興等の懐柔策の激しさは増しているが、賛成といわれている地域でも反対署名が始まっている。「署名はいろいろあってできないが、なんとかやめさせてほしい」という声もすくなくない。大変心を痛めているというのが実情だ。このように地域住民を巻き込んで、自然や地</p>	<p>地元中小企業を含む県内の事業者は、県外の産業廃棄物管理型最終処分場を利用しており、これら最終処分場が受入れをストップした場合、本県の産業そのものが停滞するおそれもあることから、最終処分場は県内にどうしても必要な施設と考えている。また先日、経済団体からは産廃処分場の設置推進について要望もされている。</p> <p>現在、環境プラント工業㈱と（公財）鳥取県環境管理事業センターは、最終処分場整備に係る地元の意見などに対して、専門家の助言等も受けながらきめ細かく丁寧に対応していくこととしており、</p>

要望項目	左 対 する 対 応 方 針 等
<p>域の環境を悪くする産廃処分場建設を県がゴリ押しするのは一番やってはいけないことだ。建設中止を決断すること。</p>	<p>県も事業主体に対して誠実に対応するよう指導していく。 なお、地元から地域振興に関する御質問があったため、県条例に基づく交付金制度について御紹介した。</p>
<p>21 県道の草刈りの回数を増やすこと。また、法面の草刈は下から1メートルまでしか実施されない箇所（例：坊領の県道500メートル間）があるが、上部まで実施すること。</p>	<p>県管理道路においては、成長した草が円滑な交通の妨げにならないよう除草を実施しており、その範囲の目安は、草が倒れても交通の支障とならないよう、路肩から1m程度としている。 ただし、現地確認の結果、丈の長い草が繁茂している場合やカーブの内側で見通しの悪い場合等、交通に及ぼす影響に応じて範囲や回数を決め、実施している。</p>
<p>22 「新しい公共支援事業」でとりこまれた「非施設型病児・病後児保育」は利用率が非常に低くなっていた。引き続き国の「保育対策等促進事業費補助金」で事業が取り込まれるようであるが、継続して公的資金を投入する以上、税金の垂れ流しとならないよう検証が必要である。検証・実態調査をし、利用率が悪ければ事業認可を取り消すこと。 また、「新しい公共支援事業」全体の事業検証を行い、使いっぱなしの無駄は排除すること。同じ人物や団体がいくつも補助金採択をうけることは、適切な事業実施に支障を来し、公平性が疑われることになる。同一団体・人物が複数事業受託することに、一定の制限を加えること。</p>	<p>「非施設型病児・病後児保育」は、本年度は「保育対策等促進事業費補助金」の補助を受け、利用料を引き下げることにより、利用者が増えてきていると聞いている。当該補助金は、市町村が実施主体の間接補助金であることから、市町村から補助事業の実施状況について確認する。 新しい公共支援事業の実施については、国(内閣府)の「新しい公共支援事業の実施に関するガイドライン」(以下「ガイドライン」という。)に従い、事業選定の公平性を確保し、地域の多様な関係者の意見を踏まえる観点から運営委員会を組織して行った。 事業検証については、平成25年5月19日開催の運営委員会で、事業実施者による活動内容、成果及び課題等について報告を受け、運営委員会として評価を実施している。 事業採択については、運営委員会で公開プレゼンテーションによる審査会を開催し、公平性・透明性を担保しており、また、ガイドラインでは、同一団体を採択することは妨げていない。 ○モデル事業 平成23年4月22日【申請数9→採択数6】 ○基盤整備事業 平成23年5月30日【申請数17→採択数10】 ○モデル事業(震災対応案件) 平成24年5月23日【申請数3→採択数2】</p>
<p>23 まんが関連事業及びコスプレ関係事業で、県が税金投入しているものについては、その内容が広く県民がふれられないような内容がないか、あるいは著作権などの法令違反がないか総点検・実態調査し、問題があれば、税金投入はやめること。</p>	<p>県が支援するまんが関連事業及びコスプレ関係事業については、補助金の申請段階で内容を確認しているが、不適切な案件がないか改めて実態を調査し、不適切な案件が見受けられた場合は、補助対象としない等、適切な対応を行う。</p>